

山間傾斜地における道路の改良、舗装のための特別措置に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月九日

近藤忠孝

参議院議長河野謙三殿

山間傾斜地道路の改良、舗装のための特別措置に関する質問主意書

山間傾斜地での道路の改良、舗装には、平坦地の約三倍の費用を要し、このため道路投資額に比して、道路整備がすすまないのが山間傾斜地の多い県の道路現状である。

幅員七メートルの道路を舗装する場合、平地でメートル当たり約十万円で済むのに対し、山間傾斜地では平均二十五万～三十万円と三倍ちかい工事費がかかり、トンネルになると百八十万円にもなるのが実状である。

たとえば、長野県に関する昭和五十二年度道路補助事業の総額は、千八百三十七億六千万円で全国五番目だが、国、県、市町村道の改良率は、一八・四パーセントと実に全国四十一番目、舗装率は、二五・七パーセントと全国三十五番目という低い水準にとどまっている。

現行の「奥地産業開発道路」の指定は、特定の地域に限られるため、これだけでは効果をあげる

ことはできない。

以上の見地から、政府にたいし

一 全国的に山間傾斜地道路の整備の現状はどうか。

また、政府はこれにたいしどのような特別の対策をとつてているのか。

二 山間傾斜地道路の改良舗装を促進するため「山間傾斜地道路補助事業特別補助制度」(仮称)を確立するなどして、特別の措置をはかるべきであると考えるがどうか。

右質問する。